

金融商品取引法制の政令・内閣府令等の概要

平成 19 年 7 月 31 日

金融庁

目 次

改正の全体像	1
経緯・スケジュール	2
対象商品・取引の拡大	4
対象業務の横断化・業務内容に応じた参入規制の柔軟化	5
集団投資スキームの自己募集・自己運用に関する規制の整備	6
業者が遵守すべき行為規制の整備	7
顧客の属性に応じた行為規制の柔軟化（特定投資家（プロ）と一般投資家との区分）	8
業態を越えた横断的な投資者保護法制の整備	9
取引所の自主規制業務の適正な運営の確保	10
有価証券の性質・流動性に応じた開示制度	11
四半期報告制度の導入	12
財務報告に係る内部統制の強化	13
集団投資スキーム持分等に係る開示規制	14
組織再編に係る開示規制	15
適格機関投資家の範囲の拡大	16

証券取引法等の一部を改正する法律（投資者保護のための横断的法制の整備）等
（18年6月7日成立・6月14日公布）

証券取引法

金融商品取引法

ポイント

横断的法制の構築

横断化

- ・対象商品・取引の拡大
（例）集団投資スキーム（ファンド）持分、デリバティブ取引 など
- ・対象業務の横断化
（例）集団投資スキーム（ファンド）持分の自己募集・自己運用 など
- ・業者が遵守すべき行為規制の横断化

柔軟化

（一律規制から差異のある規制に）

- ・業務に応じた参入規制の柔軟化
- ・プロ向けファンド業務は届出制
- ・プロ向け取引は行為規制を簡素化

ポイント

開示制度の充実

- ・上場会社等による開示の充実
（四半期開示制度、財務報告に係る内部統制報告制度 等）
- ・公開買付制度の見直し
- ・大量保有報告制度の見直し

ポイント

取引所の自主規制業務
の適正な運営の確保

- ・自主規制業務を行う独立性の強い組織に関する
制度の導入

ポイント

不正取引等への
厳正な対応

- ・罰則引上げ（懲役5年 10年以下 など）
- ・「見せ玉」への課徴金・罰則の適用

- ・銀行法、保険業法、信託業法 など
- ・商品取引所法、不動産特定共同事業法

金融商品取引法と同等の
販売・勧誘ルールを適用

- ・金融商品販売法

説明義務の拡充など

（政令・内閣府令等のポイント）

- ・対象商品：学校債を追加
- ・規制対象商品・取引と規制対象業務の範囲の細目
（投資者保護の観点から規制が不要なものを除外）
- ・登録拒否要件の細目
- ・行為規制の細目（広告規制・説明義務・禁止行為など）

（政令・内閣府令等のポイント）

- ・業務に応じた最低資本金要件などの整備
- ・届出制となる「プロ向けファンド業務」の範囲の細目
- ・プロ（特定投資家）と一般投資家の範囲の細目

（政令・内閣府令等のポイント）

- ・有価証券の性質等に応じた開示制度の整備
（四半期報告制度、内部統制報告制度の細目等）
- ・企業の組織再編に係る開示の充実
- ・適格機関投資家の範囲の大幅な拡大

公開買付制度・大量保有報告制度見直し：施行済み
（18年12月13日・19年1月1日・4月1日施行）

（政令・内閣府令等のポイント）

- ・「自主規制業務」の範囲の細目
- ・取引所株式の20%～50%取得・保有が可能な者の範囲

施行済み（18年7月4日施行）

（政令・内閣府令等のポイント）

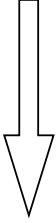
- ・対象となる投資性の強い預金・保険・信託などの範囲の細目
- ・行為規制の細目

（政令・内閣府令等のポイント）

- ・対象取引の追加：海外商品デリバティブ取引

経緯・スケジュール

17 年	12 月	金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」（22 日）	
18 年	3 月	「証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」）案」 「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備等法」）案」	閣議決定（10 日） 国会提出（13 日）
	5 月	衆議院財務金融委員会附帯決議（12 日）	
	6 月	参議院財政金融委員会附帯決議（6 日） 改正法・整備等法成立（7 日） 改正法・整備等法公布（14 日）	
		「証券取引法施行令の一部を改正する政令」公布（23 日）	
	7 月	改正法 1 条改正（罰則強化、見せ玉への対応）施行（4 日）	
	12 月	「証券取引法施行令の一部を改正する政令」等公布（8 日） 「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」公布（12 日） 改正法 2 条改正（公開買付制度の見直し等）施行（13 日）	
19 年	1 月	改正法 2 条改正（大量保有報告制度の見直し（特例報告制度関係等））施行（1 日）	
	4 月	改正法 2 条関係（大量保有報告書の電子報告の義務化）施行（1 日）	

19 年	4 月	金融商品取引法制の本格施行に向けた関係政令案・内閣府令案等の意見公募手続開始（14 日）（～ 5 月 21 日）	
	5 月	「四半期報告制度」「内部統制報告制度」等の実施に関する内閣府令案の意見公募手続開始（18 日）（～ 6 月 18 日）	
	7 月	意見公募手続の結果等の公表（31 日）	
		「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」閣議決定（31 日）	} ⇒ 8 月 3 日公布
		「証券取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」閣議決定（31 日）	
	8 月	金融商品取引法制の本格施行に向けた関係内閣府令等の公布（6 日～（順次））	
			
	9 月	金融商品取引法制の本格施行（30 日）	
20 年	4 月	「四半期報告制度」「内部統制報告制度」等の適用（20 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度）	

対象商品・取引の拡大

証券取引法の対象商品・取引	金融商品取引法の対象商品・取引
・国債 ・地方債 ・社債 ・株式 ・投資信託 ・有価証券デリバティブ取引 など	・国債 ・地方債 ・社債 ・株式 ・投資信託 ・信託受益権全般 ・集団投資スキーム持分(包括的定義) ・デリバティブ取引(幅広い定義) など

< 集団投資スキーム持分とは >

組合契約・匿名組合契約その他いかなる形式によるかを問わず、
他者から金銭などの出資・拠出を受け、
その財産を用いて事業・投資を行い、
当該事業・投資から生じる収益などを出資者に分配する
ような仕組みに関する権利。

政令・内閣府令等
のポイント

いわゆる「学校債」

(学校法人に対する貸付債権)

対象として追加。

証券・証書化したもの

以下のもの

- ・ 同一条件・利子付き、かつ、
- ・ 在校生の父母など以外の者が取得するもの

集団投資スキームの包括的定義

投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。

(例) ・ 全員関与のもの

- ・ 保険・共済
- ・ 各種法人への出資など
(有限責任中間法人を除く。)
- ・ 法律事務所などへの出資

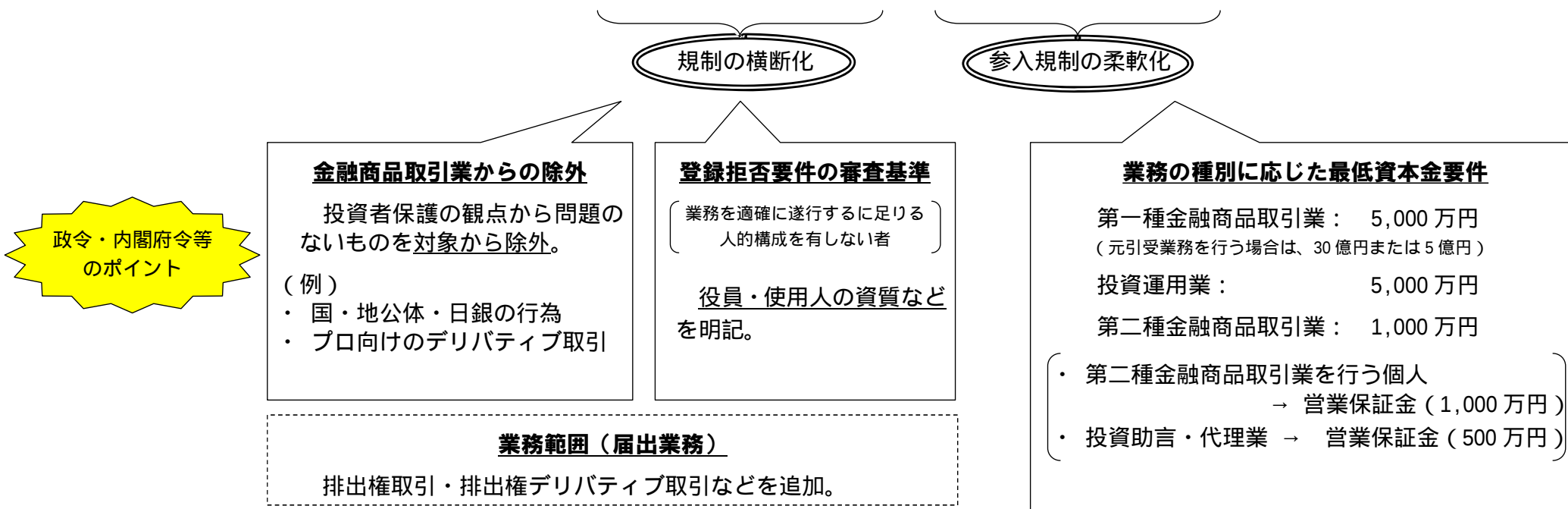
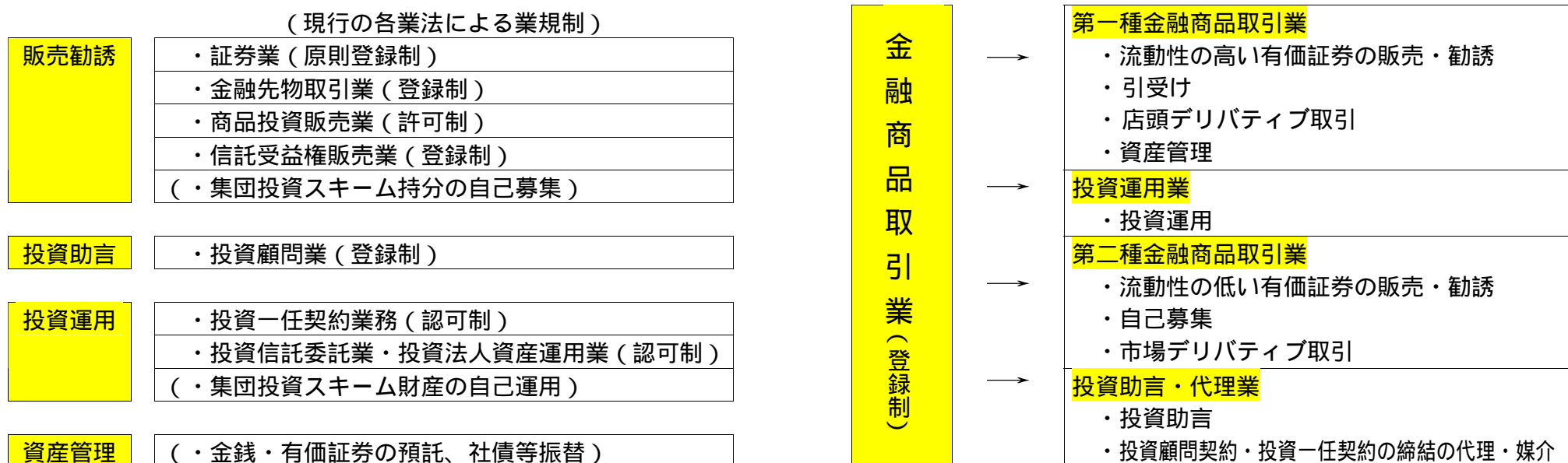
「デリバティブ取引」の範囲

各種統計(例えばGDPなど)に基づくデリバティブ取引などを対象として追加。

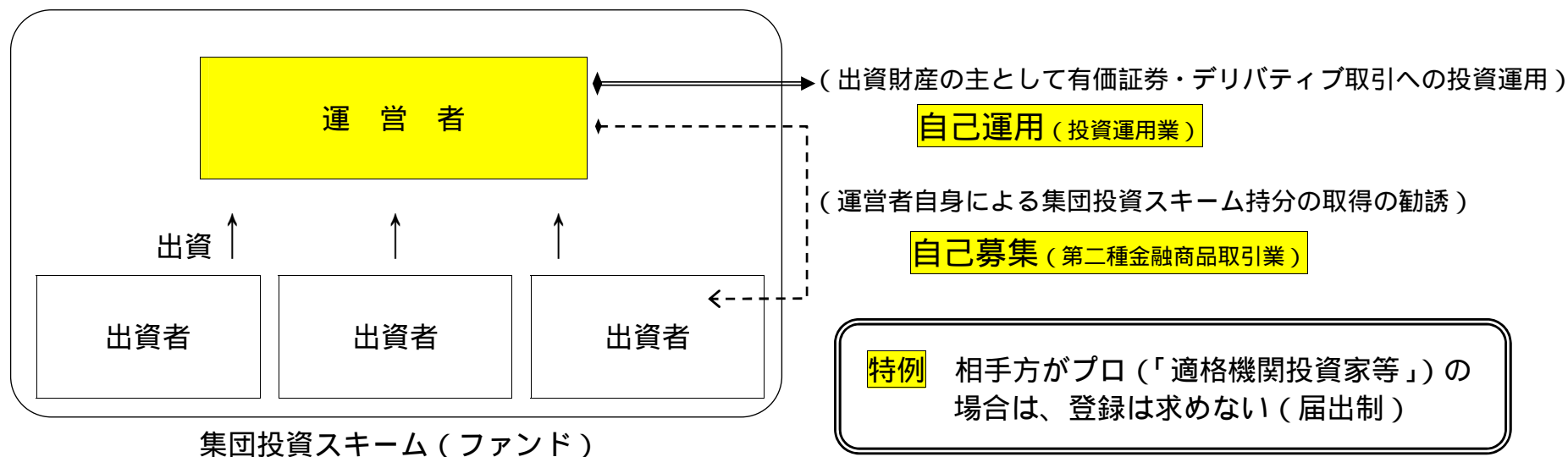
投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。

- (例) ・ 保険・共済
- ・ 債務保証

対象業務の横断化・業務内容に応じた参入規制の柔軟化



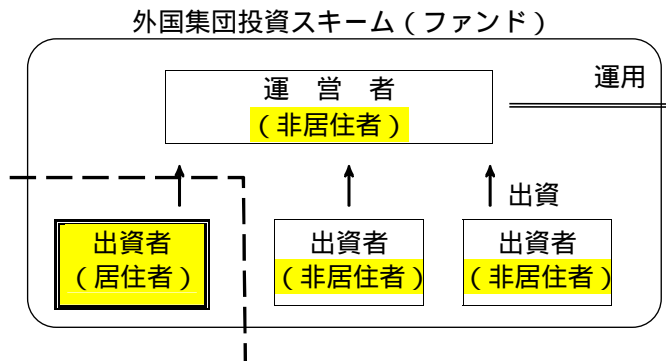
集団投資スキームの自己募集・自己運用に関する規制の整備



政令・内閣府令等のポイント

運営者が運用権限の全部を外部委託する場合
 投資運用業の登録業者に全部委託をする場合、一定要件の下で、運営者には投資運用業の登録義務を除外。

届出制の特例の要件 (自己募集・自己運用の相手方)
 「1人以上の適格機関投資家」 + 「49人以下の一般投資家」
 (注) **ファンド・オブ・ファンズ (FOF) の場合**
 投資事業有限責任組合 (LP S) および有限責任事業組合 (LLP) については、上記の要件で届出制。



外国集団投資スキームの特例 (自己運用)
 「本邦居住者の投資家が10名未満の適格機関投資家」等の要件を満たす「自己運用」は、登録 (届出) 義務を適用除外。
 (注) 「自己募集」は、登録制 (届出制) により規制。

業者が遵守すべき行為規制の整備

金融商品取引業者等に適用される
主な販売・勧誘ルール

広告などの規制	書面交付義務（説明義務）
各種禁止行為	損失補てんなどの禁止

広告などの規制

多数の者に同様の内容で行う情報提供を幅広く対象化。
（例）広告、郵便、FAX、電子メール、ビラ・パンフレット
配布など。

表示方法： 「リスクがある旨」などについて、大きな字で
明瞭・正確な表示を義務付け。

表示事項： 手数料情報、リスク情報、その他顧客の不利益
となる事実などの表示を義務付け。

テレビ・ラジオCM、看板、ノベルティグッズなどは、「リス
クがある旨」「書面を十分に読むべき旨」を表示。

各種禁止行為

不招請勧誘の禁止： 店頭金融先物取引に適用。

勧誘受諾意思確認義務・再勧誘の禁止：
金融先物取引全般に適用。

契約締結前交付書面などの交付に関し、リスク情報などにつ
いて顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を
しないで契約を締結する行為を禁止。

個人顧客に迷惑を覚えさせる時間の電話・訪問勧誘を禁止。

契約締結前の書面交付義務など

記載方法： 特にリスク情報などについて、分かりや
すい記載を義務付け。

記載事項： 取引類型ごとに規定。

投資者保護の観点から問題のない場合は、書面交付義
務を適用除外。

（例）過去に書面交付している場合 など

損失補てんなどの禁止

業者が顧客に対し「事故による損失の補てん」を行う
際に行政の確認を要しない場合として、以下を追加。

- 認定投資者保護団体
弁護士会仲裁センター
国民生活センター
地方公共団体
認証紛争解決事業者
 - 一定の要件の下で弁護士（１千万円以下）・司法書士
（１４０万円以下）が顧客を代理して行う和解。
- のあっせんによる和解など。

政令・内閣府令等
のポイント

顧客の属性に応じた行為規制の柔軟化（特定投資家（プロ）と一般投資家との区分）

特定投資家	一般投資家への移行不可 （適格機関投資家、国、日本銀行）	↑ 投資家の申出により 一定の手続を 経れば移行可能 ↓	}	特定投資家向けの取引は 書面交付義務などを適用除外
	一般投資家への移行可能 （一定の法人）			
一般投資家	特定投資家への移行可能 （ ・ 以外の法人、一定の個人）			
	特定投資家への移行不可 （個人（ の個人を除く））			

政令・内閣府令等
のポイント

「一般投資家への移行可能な特定投資家」の範囲

地方公共団体
政府系機関
特定目的会社
上場会社
資本金 5 億円以上と見込まれる株式会社
金融商品取引業者・特例業務届出者
外国法人 など

「特定投資家への移行可能な個人」の範囲

1 年以上の取引経験があり、取引状況などから合理的に判断して

- ・ 純資産額 3 億円以上
 - ・ 投資性のある金融資産 3 億円以上
- と見込まれる個人

任意組合・匿名組合などの運営者である個人
（出資合計額 3 億円以上の組合、全組合員の同意取得が要件）

「一般投資家」「特定投資家」間の移行の手続

移行の単位（契約の種類） 移行の有効期間の特例 など

業態を越えた横断的な投資者保護法制の整備

政令・内閣府令等のポイント

以下の商品・取引には

金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールを適用

投資性の強い
預金・保険・信託
に対する規制の
横断化

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資性の強い預金など（銀行法など） ・ 投資性の強い保険など（保険業法など） ・ 投資性の強い信託（信託業法） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品先物取引（商品取引所法） ・ 不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法） |
|---|---|

対象となる商品の範囲

外貨預金、デリバティブ預金、通貨オプション組入型預金
変額保険・年金、外貨建て保険・年金、解約返戻金変動型保険・年金
一定の信託（公益信託、元本補てん型信託、普通預金等のみで運用する信託、管理型信託、物・権利の管理・処分信託）以外の信託

民間団体が行う苦情解決・あっせん業務を行政が認定 当該団体の業務について、一定の信頼性を確保

認定投資者保護
団体制度の整備

- | | |
|------------|---|
| 認定業務の対象事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該団体の構成員である金融商品取引業者等 ・ 対象となる旨の同意を得た金融商品取引業者等その他の業者 |
|------------|---|

認定投資者保護団体の対象事業者の範囲

業態を越えて、投資性の強い金融商品を取り扱う業者を幅広く指定
（例）銀行、保険会社、信託会社 など

金融商品販売法の
拡充

民法の損害賠償請求の原則
【～を被害者が立証する必要】

金融商品販売法による特例
【被害者は～の立証不要】

違法行為 故意・過失

金融商品（預金・保険・有価証券など）
の販売時の説明義務
断定的判断の提供等の禁止

拡充

「金融商品販売法」の対象取引の拡大

海外商品デリバティブ取引を追加指定

↓（因果関係）

損害額

↓（説明義務・禁止違反（に相当））

業者に損害賠償責任
（「元本欠損額 損害額」と推定）

特定投資家（プロ）に対する説明義務の除外

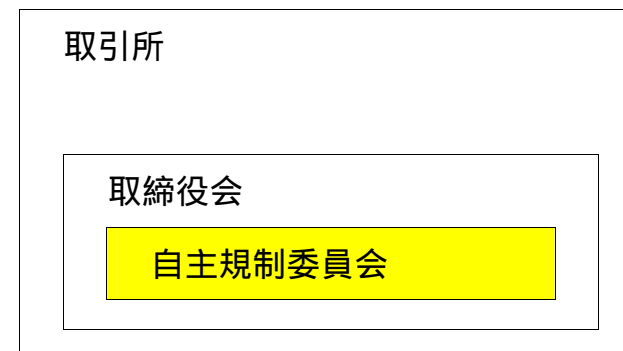
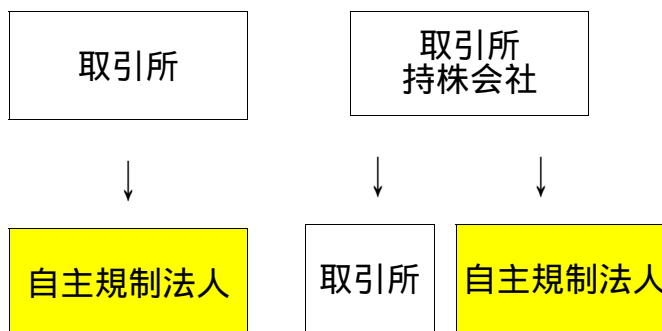
取引所の自主規制業務の適正な運営の確保

取引所から独立した法人（**自主規制法人**）
を設立する場合

「自主規制業務」の委託可能

同一法人内に、独立性の高い
自主規制委員会を置く場合

「自主規制業務」の決定を担当



政令・内閣府令等
のポイント

自主規制業務の範囲

（ 上場・上場廃止業務（法定）
会員等の調査（法定） ）

売買審査
会員等の資格審査
会員等の処分等業務
開示情報の審査・上場会社等の処分等業務
上記業務に係る規則の作成・改廃 など
（注）上場・上場廃止基準や会員等の資格基準
の作成・改廃は、取引所の業務。

取引所の主要株主規制

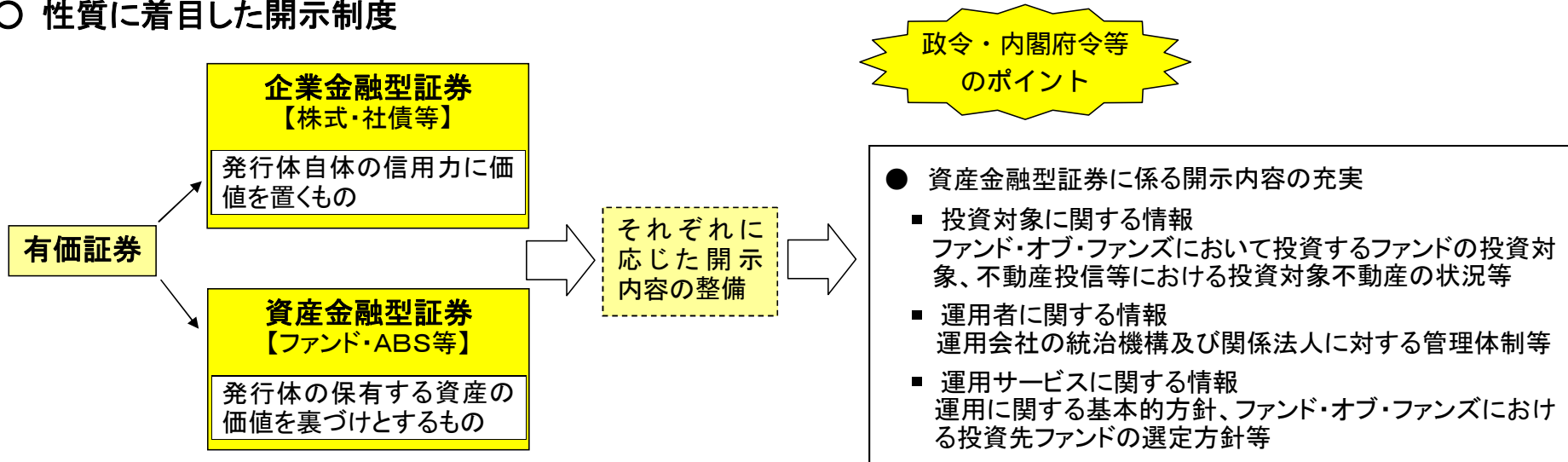
当局の認可を受けて、株式会社形態の取引所の議決権の 20%
以上（50%以下）を取得できる者として、地方公共団体を指定。

	証券取引法
50%超	原則 取得・保有不可
20%以上 50%以下	取得・保有 可 （認可事項）
20%未満	取得・保有 可

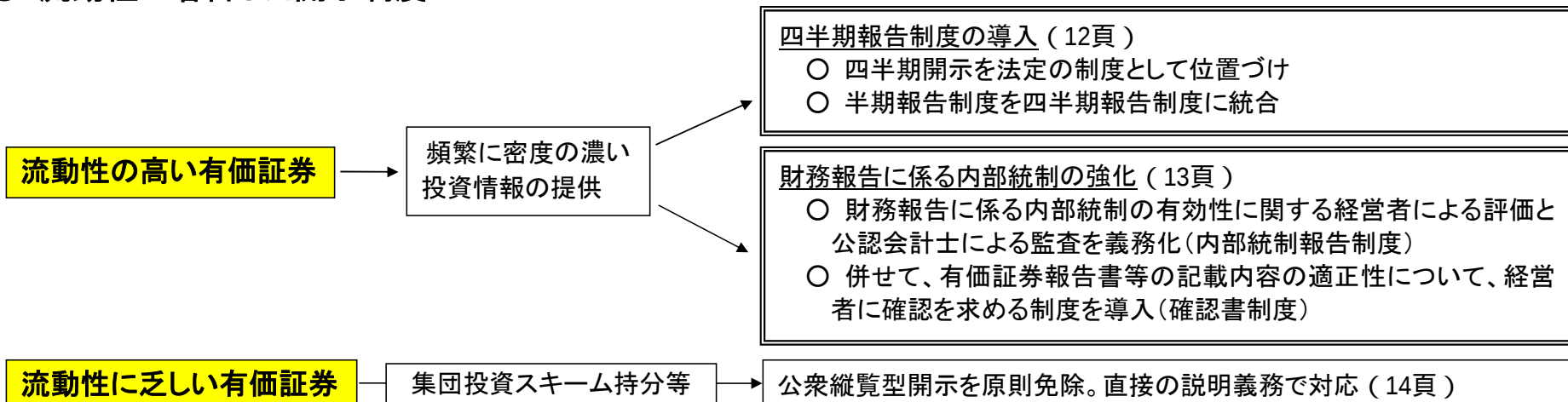
	金融商品取引法
	原則 取得・保有不可
	取得・保有 可 （認可事項）
	取得・保有 可

有価証券の性質・流動性に応じた開示制度

○ 性質に着目した開示制度



○ 流動性に着目した開示制度



四半期報告制度の導入

適時かつ迅速な企業業績等に係る情報の開示を確保するため、「四半期報告書」の提出を義務づけ

政令・内閣府令等
のポイント

対象会社：株券の上場会社（優先出資証券を上場する協同組織金融機関を含む。）

提出期限：四半期終了後 45 日以内（銀行、保険会社の第 2 四半期報告書については 60 日以内）

四半期報告書

非財務情報：企業の概況、事業の概況、設備の状況、提出会社の状況等

財務情報：四半期連結財務諸表（連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表）

（注）銀行、保険会社の第 2 四半期報告書については、中間連結財務諸表に加え、単体の中間財務諸表

四半期連結財務諸表の種類

四半期連結貸借対照表

四半期連結損益計算書

四半期連結キャッシュフロー計算書

四半期連結財務諸表に関する監査証明

- ・ 四半期レビュー報告書：四半期レビューの対象、概要、結論等

財務報告に係る内部統制の強化

財務報告に関する内部統制の有効性を評価する「内部統制報告書」の提出を義務づけ
有価証券報告書等の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正である旨の「確認書」の提出を義務づけ

政令・内閣府令等 のポイント

対象会社： 株券の上場会社（優先出資証券を上場する協同組織金融機関を含む。）

提 出： 内部統制報告書は、有価証券報告書と併せて提出
確認書は、有価証券報告書、四半期報告書と併せて提出。

内部統制報告書

財務報告に係る内部統制の基本的枠組み
内部統制の評価の範囲、基準日及び評価手続
内部統制の評価結果 等

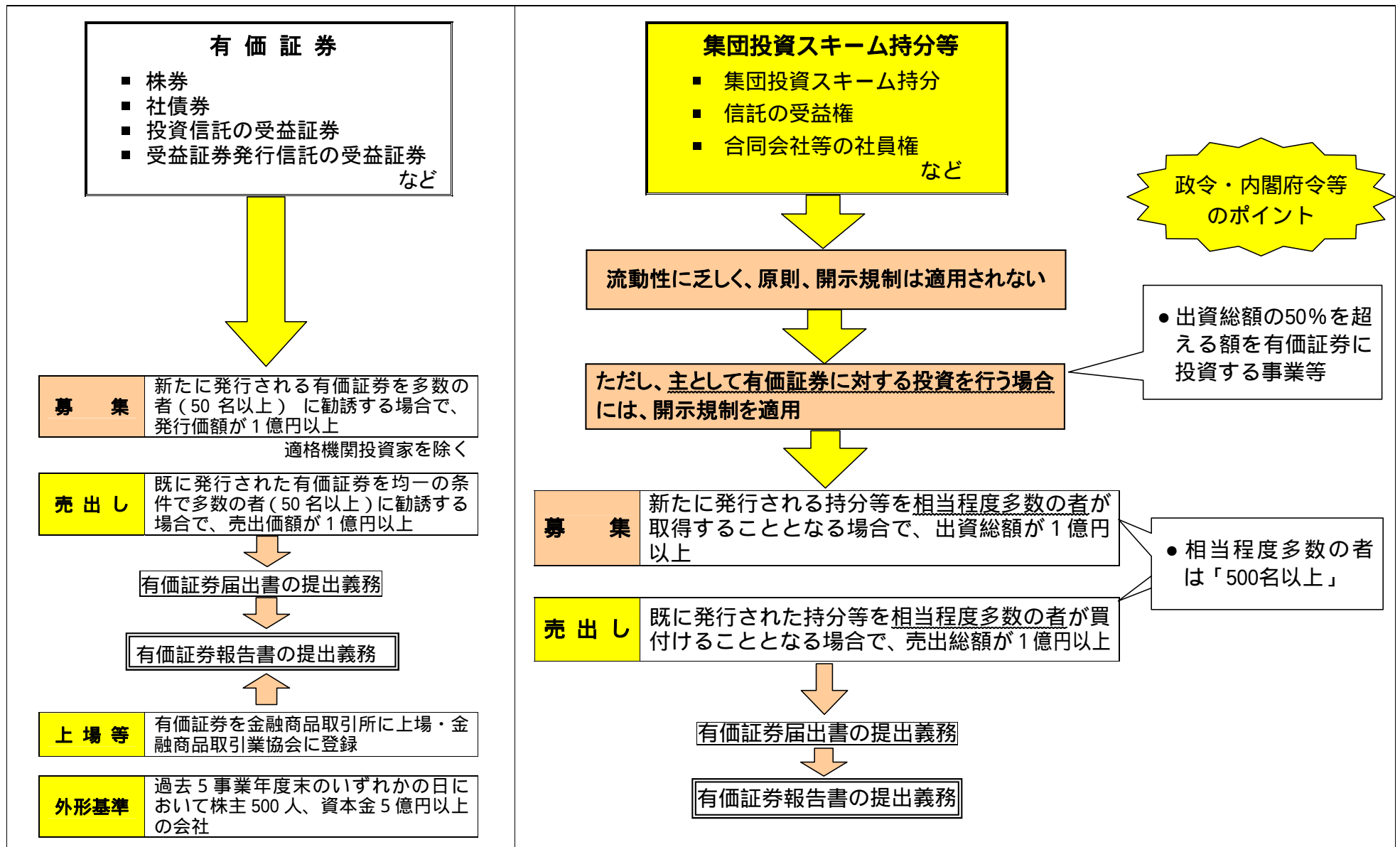
内部統制監査報告書

内部統制監査の対象
内部統制監査の概要
内部統制報告書に対する監査意見 等

確 認 書： 企業の代表者等が有価証券報告書等の記載内容が適正であることを確認した旨を記載

（注）内部統制報告書及び確認書は、会社の代表者がその役職・氏名を記載して提出。
（最高財務責任者を定めている場合には、最高財務責任者も連名。）

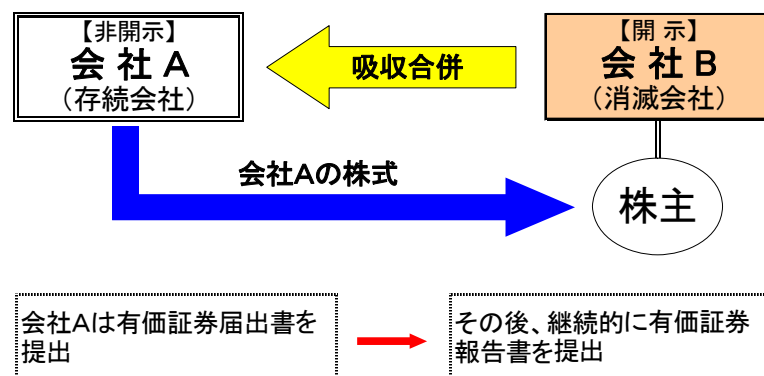
集団投資スキーム持分等に係る開示規制



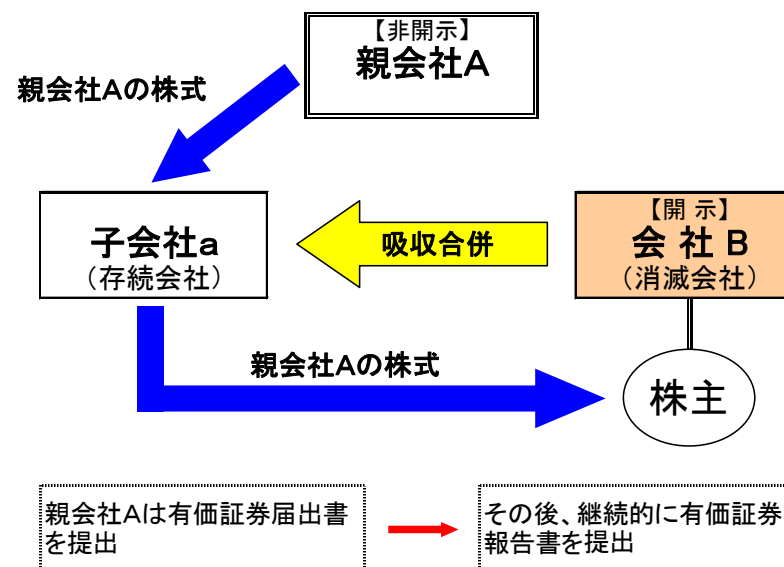
組織再編に係る開示規制

- 合併等の組織再編により、消滅会社の株主に存続会社等の有価証券が交付される場合、
- ① 消滅会社が開示会社であり、
 - ② 消滅会社の株主に交付される有価証券について開示が行われていない
- ときには、当該有価証券の発行会社に開示義務

〈合併の例〉



〈三角合併の例〉



政令・内閣府令等
のポイント

▽ 組織再編に係る有価証券届出書を新設。通常の有価証券届出書の記載内容に加え、次の情報を記載

- ① 組織再編契約の内容、組織再編手続に関する情報
- ② 組織再編対象会社に関する情報(三角合併の場合は、親会社及び子会社に関する情報)
- ③ 組織再編後の財務情報 など

(注) 発行会社(会社A・親会社A)が開示会社の場合には、組織再編に係る臨時報告書において同様の内容を開示

適格機関投資家の範囲の拡大

「適格機関投資家」：有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者

＜現行の適格機関投資家の範囲＞

- 銀行、証券会社、保険会社、信用金庫、信用組合、農協等の金融機関
- 有価証券報告書提出会社（有価証券投資額 100 億円以上。届出制）
- 投資事業有限責任組合
- 厚生年金基金
- 外国政府、外国の金融機関 等



プロ私募

新たに発行される有価証券を「適格機関投資家」のみに勧誘する場合、開示規制を免除

政令・内閣府令等 のポイント

会社について、有価証券報告書提出の要件を撤廃、有価証券残高基準を100億円から10億円に引下げ
その他の法人・個人についても対象に追加（届出制）

- 法人（有価証券残高 10 億円以上）
- 個人（有価証券残高 10 億円以上、かつ、口座開設後 1 年経過）
- 民法組合等の業務執行者である法人・個人（当該組合の有価証券残高 10 億円以上、かつ、他の組合員の同意）

運用型信託会社（届出制）等を対象に追加

信用協同組合は、届出を行ったものに限定

参 考 資 料

目 次

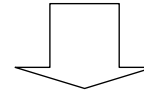
1. 今回公表する政令・内閣府令等の全体像	1
2. 有価証券・デリバティブ取引の定義	4
3. 金融商品取引業の定義・参入規制	6
4. 集団投資スキームの自己運用	9
5. 金融商品取引業者等の行為規制（販売・勧誘ルール）	11
6. 金融商品取引業者等のその他の行為規制	14
7. 特定投資家制度	15
8. 銀行法・保険業法・信託業法関係	16
9. 金融商品取引業協会・認定投資者保護団体	17
10. 金融商品取引所（自主規制業務等）	18
11. 四半期報告制度の概要	19
12. 四半期レビューの概要	20
13. 財務報告に係る内部統制の整備	21
14. 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の流れ	22
15. 評価・監査のコスト負担が過大とならないための方策	23
16. 実施基準のポイント	24

1. 今回公表する政令・内閣府令等の全体像

「証券取引法等の一部を改正する法律」

「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

(平成18年6月成立・公布)



下位法令の整備

	政 令	内閣府令	共管命令
新 設	—	7	3
改廃対象	92	85	34
一部改正	88	56	29
廃 止	4	29	5

計 211

金融商品取引法制の施行に伴い、現行政令を一括して整備（改正・廃止）するため、

『証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令』

を公布。

金融商品取引法制の施行に伴い、『金融商品取引業等に関する内閣府令』

をはじめとする7本の内閣府令を新設（公布）し、現行内閣府令を整理・統合。

別途、同法制の施行に伴う現行内閣府令の整備（改正・廃止）を行うため、5本の内閣府令を公布。

金融商品取引法制の施行に伴い、3本の共管命令を新設（公布）。

別途、同法制の施行に伴う現行共管命令の整備（改正・廃止）を行うため、14本の共管命令を公布。

これらのほか、『証券取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令』を公布。

（ 施行日は、平成19年9月30日とする。）

改正・廃止対象となる主な現行政令	廃止対象となる 29 本の現行内閣府令（ 新設 4 内閣府令等に整理・統合 ）	
証券取引法施行令（ 金融商品取引法施行令 ） 投資信託及び投資法人に関する法律施行令 商品取引所法施行令 中小企業等協同組合法施行令 農業協同組合法施行令 信用金庫法施行令 銀行法施行令 長期信用銀行法施行令 協同組合による金融事業に関する法律施行令 労働金庫法施行令 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令 水産業協同組合法施行令 保険業法施行令 農林中央金庫法施行令 信託業法施行令 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令 疑わしい取引の届出に関する政令 資産の流動化に関する法律施行令 金融商品の販売等に関する法律施行令 金融機関等による顧客等の本人確認等及び 預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令 外国証券業者に関する法律施行令 有価証券に係る投資顧問業の規制等 に関する法律施行令 抵当証券業の規制等に関する法律施行令 金融先物取引法施行令 廃止	証券会社の行為規制等に関する内閣府令 証券業協会の外務員登録事務等に関する内閣府令 証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令 証券会社に関する内閣府令 金融機関の証券業務に関する内閣府令 証券会社の分別保管に関する内閣府令 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令 証券仲介者に関する内閣府令 ＜計 8 内閣府令＞ 店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令 取扱有価証券に関する内閣府令 ＜計 2 内閣府令＞ 証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令 証券先物取引等に関する内閣府令 外国証券取引所に関する内閣府令 ＜計 3 内閣府令＞ 安定操作取引の届出等に関する内閣府令 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令 証券取引法第六十一条の規定により過大な数量の売買を制限する内閣府令 有価証券の空売りに関する内閣府令 証券取引法第七十条及び第七十一条に規定する有価証券等に関する内閣府令 上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令 ＜計 7 内閣府令＞ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則 抵当証券業の規制等に関する法律施行規則 金融先物取引法施行規則 外国証券業者に関する内閣府令 金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令 ＜計 5 内閣府令＞ 証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の特例に関する内閣府令 証券取引法第七十九条の三及び第百六条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令 証券取引法第七十二条の二第一項第二号イに規定する市場価額の総額等を定める内閣府令 証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令	金融商品取引業等に関する内閣府令（新設） 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（新設） 金融商品取引所等に関する内閣府令（新設） 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（新設） ↑ ----- （他の内閣府令と統合）
	その他改正対象となる主な現行内閣府令 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 （ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 ） 企業内容等の開示に関する内閣府令、特定有価証券等の開示に関する内閣府令 投資信託及び投資法人等に関する法律施行規則、資産の流動化に関する法律施行規則 銀行法施行規則、保険業法施行規則、信託業法施行規則 など	その他新設する内閣府令 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（新設） 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（新設） 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（新設）

今回公表する 12 本の内閣府令

1. **金融商品取引業等に関する内閣府令【新設】**
 - 金融商品取引法 3 章（金融商品取引業者等）・3 章の 2（金融商品仲介業者）の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。（あわせて、8 本の内閣府令を廃止し、1 本の内閣府令を改正。）
2. **金融商品取引業協会等に関する内閣府令【新設】**
 - 金融商品取引法 4 章（金融商品取引業協会）の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。（あわせて、2 本の内閣府令を廃止。）
3. **金融商品取引所等に関する内閣府令【新設】**
 - 金融商品取引法 5 章（金融商品取引所）・5 章の 2（外国金融商品取引所）の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。（あわせて、3 本の内閣府令を廃止。）
4. **有価証券の取引等の規制に関する内閣府令【新設】**
 - 金融商品取引法 6 章（有価証券の取引等に関する規制）の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。（あわせて、7 本の内閣府令を廃止。）
5. **証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令**
 - 「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」をはじめとする証券取引法（金融商品取引法）関係の 7 本の内閣府令を改正するための内閣府令。（あわせて、3 本の内閣府令を廃止。）
6. **企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令**
 - 「企業内容等の開示に関する内閣府令」をはじめとする証券取引法（金融商品取引法）の開示制度関係の 17 本の内閣府令を改正するための内閣府令。（あわせて、1 本の内閣府令を廃止。）
7. **財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令【新設】**
 - 金融商品取引法 24 条の 4 の 4（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価）及び 193 条の 2（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定の委任を受けて「内部統制報告制度」に関する所要の事項を定めるための内閣府令。
8. **四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則【新設】**
 - 金融商品取引法 193 条（財務諸表の用語、様式及び作成方法）の規定の委任を受けて「四半期財務諸表」等の用語、様式及び作成方法を定めるための内閣府令。
9. **四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則【新設】**
 - 金融商品取引法 193 条（財務諸表の用語、様式及び作成方法）の規定の委任を受けて「四半期連結財務諸表」の用語、様式及び作成方法を定めるための内閣府令。
10. **投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令**
 - 「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」及び「資産の流動化に関する法律施行規則」をはじめとする投資信託及び投資法人に関する法律及び資産の流動化に関する法律関係の 12 本の内閣府令を改正するための内閣府令。
11. **有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令**
 - 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則」をはじめとする 5 本の内閣府令を廃止するための内閣府令。
12. **銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令**
 - 「銀行法施行規則」、「保険業法施行規則」及び「信託業法施行規則」をはじめとする 19 本の内閣府令を改正するための内閣府令。

今回公表する 17 本の共管命令

1. **日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する命令**
 - 1 本の内閣府・総務省共管命令を改正するための命令。
2. **金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令**
 - 1 本の内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省共管命令を改正するための命令。
3. **対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令**
 - 1 本の内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省共管命令を改正するための命令。
4. **金融商品取引業者営業保証金規則【新設】**
 - 金融商品取引法 31 条の 2（営業保証金）の規定の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府・法務省共管命令。
5. **投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令**
 - 2 本の内閣府・法務省共管命令を廃止するとともに、営業保証金の取戻しの手続に係る事項を定めるための命令。（あわせて、1 本の命令を廃止。）
6. **一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令**
 - 4 本の内閣府・法務省共管命令を改正するための命令。
7. **特別振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令**
 - 3 本の内閣府・法務省・財務省共管命令を改正するための命令。
8. **投資者保護基金に関する命令等の一部を改正する命令**
 - 「投資者保護基金に関する命令」をはじめとする 6 本の内閣府・財務省共管命令を改正するための命令。
9. **中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令**
 - 1 本の内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共管命令を改正するための命令。
10. **農水産業協同組合貯金保険法施行規則等の一部を改正する命令**
 - 3 本の内閣府・財務省・農林水産省共管命令を改正するための命令。
11. **労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令**
 - 3 本の内閣府・厚生労働省共管命令を改正するための命令。
12. **農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令**
 - 5 本の内閣府・農林水産省共管命令を改正するための命令。
13. **商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令【新設】**
 - 商品投資に関する事業の規制に関する法律 37 条において準用する同法 30 条 1 項の規定に関する内閣府・農林水産省・経済産業省共管命令。
14. **商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令を廃止する命令**
 - 1 本の内閣府・農林水産省・経済産業省共管命令を廃止するための命令。
15. **商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令【新設】**
 - 商品投資に係る事業の規制に関する法律第 34 条の規定の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府・経済産業省共管命令。
16. **商品投資販売業者の業務に関する命令を廃止する命令**
 - 1 本の内閣府・経済産業省共管命令を廃止するための命令。
17. **不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令**
 - 1 本の内閣府・国土交通省共管命令を改正するための命令。

2. 有価証券・デリバティブ取引の定義

① 「有価証券」の定義

いわゆる学校債

- **2条1項有価証券（流動性の高い有価証券）として指定するもの**
学校法人等を債務者とする金銭債権（指名債権でないもの）を表示する証券・証書
（当該学校法人等の名称、金銭債権の金額・償還期限及び利息・支払方法・期限等を表示するもの）
- **2条2項各号権利（流動性の低いみなし有価証券）として指定するもの**
学校法人等に対する貸付けに係る債権
（利率等が同一で、複数の者が行う有利子貸付け等）
（利害関係者（在校生・父母・卒業生等）以外の者が行う貸付け、利害関係者以外の者に債権譲渡し得る貸付け）

集団投資スキーム持分
（定義からの除外）

- **出資者全員が関与しているものとして定義から除外するもの**
以下のいずれの要件にも該当する場合
 - ・ 出資対象事業に係る業務執行が全出資者の同意を得て行われるものであること
（全出資者の同意不要の合意がされている場合 → 業務執行の決定について全出資者の意思表示を要するもの）
 - ・ 全出資者が、出資対象事業に常時従事し、又は 特に専門的な能力であって出資対象事業の継続の上で欠くことができないものを発揮して出資対象事業に従事していること
- **その他、個別に定義から除外するもの**
 - ・ 保険・共済契約に係る権利
 - ・ 国内法人（有限責任中間法人を除く。）への出資等に係る権利
 - ・ 分収林契約に係る権利
 - ・ 弁護士・公認会計士・税理士等のみを当事者とし、専らこれらの者の業務を出資対象事業とする組合契約等に基づく権利
 - ・ 従業員等持株会、関係会社持株会及び取引先持株会に係る権利

② デリバティブ取引の定義

適用除外

- 預金に組み入れられた通貨オプション取引（→「特定預金等」として、銀行法で同等の行為規制を適用）
 - 保険・共済契約
 - 債務保証契約
 - 損害担保契約
- （いずれも、形式的にはクレジット・デリバティブ取引の定義に該当しうるもの）

金融商品 ・ 金融指標

- デリバティブ取引の原資産（「金融商品」）は、追加指定しない。
- デリバティブ取引の参照指標（「金融指標」）として、以下を追加。 **これらに基づくデリバティブ取引を規制対象化。**
 - ・ 気象庁などが発表する各種観測の成果に係る数値（地象・地動など）
 - ・ 各種統計（国民経済計算、統計法上の統計調査）の数値など

クレジット・ デリバティブ

- 支払事由（クレジット・イベント）として、以下を追加。 **これらを支払事由とする取引を規制対象化。**
 - ・ 法人でない者の信用状態に係る事由
 - ・ 異常な自然現象（豪雨・豪雪・地震・津波など）
 - ・ 戦争、革命、内乱、暴動
- 外国政府・外国の地方公共団体などが実施する為替取引制限・停止、私人の債務の支払猶予・免除及び債務不履行宣言

3. 金融商品取引業の定義・参入規制

① 「金融商品取引業」の定義

適用除外行為

国・地方公共団体・日本銀行の行為

(注) 政策金融機関については、新機関への移行までの経過措置として登録義務を適用除外(行為規制をみなし適用)。

有価証券売買・デリバティブ取引、その媒介・取次ぎ・代理等

- 「プロ顧客」向けの店頭デリバティブ取引
(有価証券関連デリバティブ取引を除く。)
- 勧誘をすることなく、業者の代理・媒介により行う信託受益権の販売
- 投資運用業登録業者が「関係外国運用会社」の委託を受けて行う、取引所取引の委託の媒介・取次ぎ・代理
- 為替リスクのヘッジ目的で行う店頭為替先渡取引・オプション取引
 - 物品の売買・運送・保管等の取引を行う事業者を相手方として、これら取引を行う業者が行うもの
 - 内部統制報告書提出会社が、「子会社」向けに行うもの

「プロ顧客」定義を厳格化

- ・ 最低資本金要件
3,000万円(現行金融先物取引法)
→ 10億円

有価証券の引受け

- 第2種金融商品取引業登録業者(資本金5千万円以上のもの)による、リース事業を行う匿名組合(完全子会社が営業者であるものに限る。)の出資持分の引受け
(「特定引受行為」)
- 第2種金融商品取引業登録業者による、2層構造不動産ファンドの子ファンド持分の引受け
- 運用型信託会社等の固有勘定による、自己が受託者である信託の受益権の引受け

投資一任契約に基づく運用行為

- 「関係外国金融商品取引業者」との間の「取引一任契約」等に基づく取引
- 商品投資顧問業者等が商品投資に付随して行う通貨デリバティブ取引

自己運用

- 商品ファンド・競走用馬ファンドの仕組み行為
- その他の特例
(参照)

有価証券等管理行為

- 第2種金融商品取引業登録業者(資本金5千万円以上)が、信託受益権・集団投資スキーム持分の募集・私募の取扱いに際して金銭預託を受けること(「特定有価証券等管理行為」)
- 外国口座管理機関が行う社債等の振替

対象業務の追加

- その自己募集が規制対象となる有価証券として、信託型の商品ファンド持分を追加。
- 金融商品取引業の定義に、投資信託受益証券の転売を目的としない買取り等を追加。

外国証券業者の特例

- 外国証券業者（国内で登録を受けていない者）が行える有価証券関連業の範囲
「勧誘をすることなく、国内の者の注文を受けて、又は国内証券会社の代理・媒介により行う取引等」を新たに指定（有価証券関連店頭デリバティブ取引等は、「プロ顧客」が相手方であるものに限る。）

② 参入規制

人的構成要件の審査基準

- 役員・使用人の資質要件
『業務に関する十分な知識・経験を有する役員・使用人の確保状況及び組織体制に照らして、業務を適切に遂行することができないと認められること』
『役員・使用人のうちに、経歴、暴力団・暴力団員との関係その他の事情に照らして業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること』
 - 競走用馬ファンド業務： 現行の「愛馬会法人」「クラブ法人」形態での参入のみを容認。
 - 不動産信託受益権等の売買等に係る業務（「不動産信託受益権等売買等業務」）
 - 不動産信託受益権等を投資対象とする投資運用業（「不動産関連特定投資運用業」）
- 不動産取引関係の要件を加重

最低資本金要件

● 第一種金融商品取引業 株式会社要件	5,000 万円
・ 元引受業務（主幹事会社）を行う場合	30 億円
・ 元引受業務（それ以外）を行う場合	5 億円
● 投資運用業 株式会社要件	5,000 万円
● 第二種金融商品取引業（法人の場合）	1,000 万円

（参考）私設取引システム運営業務（認可制）は、3 億円

営業保証金

● 第二種金融商品取引業（個人の場合）	1,000 万円
● 投資助言・代理業のみを行う者	500 万円

③ 業務範囲（届出業務）

以下を追加

排出権取引・排出権デリバティブ取引等

信託銀行の遺言執行・遺産整理契約の締結の媒介

不動産の管理

不動産に係る投資に関する助言

投資法人・特別目的会社の機関運営事務

他人のために行う有価証券・デリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資運用

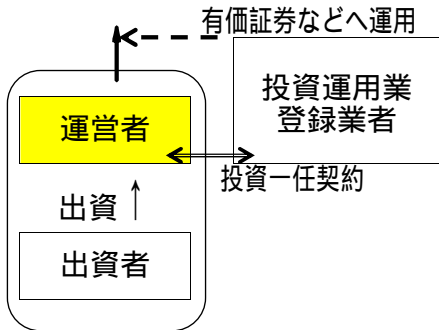
債務保証・債務引受契約の締結等

他の事業者のあっせん・紹介

他の事業者の業務の広告・宣伝

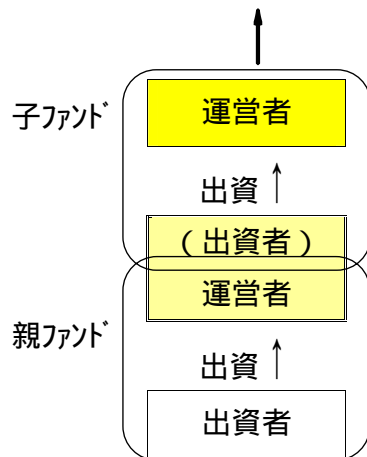
4. 集団投資スキームの自己運用

①ファンド運営者が運用権限の 全部を外部委託する場合



- 以下の要件の下で、ファンド運営者の投資運用業登録義務を適用除外。
 - 運営者が、運用権限の全部を委託するため、投資運用業登録業者と投資一任契約を締結。
 - 当該投資一任契約などにおいて、以下を明記。
 - 当該登録業者は、出資者に忠実義務・善管注意義務を負う旨。
 - 当該登録業者は、原則として全出資者の同意を得なければ、自己取引・運用財産相互間取引を行えない旨
 - 運営者による集団投資スキーム財産の分別管理を、当該登録業者が監督。
 - 当該登録業者が、あらかじめ、運営者に関する所要の事項を当局に届出。

②ファンド・オブ・ファンズ (FOF) の場合

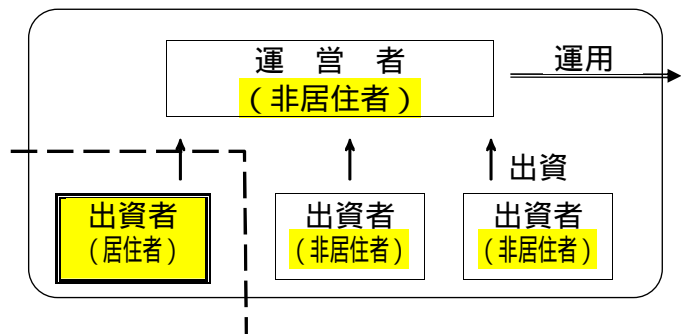


- 親ファンドの出資者に1人でも一般投資家がいる場合
→ **原則**として、子ファンドの運営者には、適格機関投資家等特例業務の特例（届出制）を適用しない。

例外

- 親ファンドが投資事業有限責任組合（LP）・有限責任事業組合（LLP）である場合
親ファンド・子ファンドの出資者を合わせて人数要件（適格機関投資家 + 49 人以下の一般投資家）を満たせば、子ファンド運営者に届出制の特例を適用。
（注）親ファンド運営者が投資運用業登録業者である場合は、親ファンドの出資者はカウントしない。
- 親ファンド・子ファンドの運営者が同一の場合
親ファンド・子ファンドの出資者を合わせて人数要件（適格機関投資家 + 49 人以下の一般投資家）を満たせば、運営者に当該特例を適用。
- 2層構造不動産ファンドの場合
親・子ファンドとも匿名組合、子ファンド出資者は1の親ファンド運営者に限定、子ファンドの投資対象は不動産信託受益権に限定。
親ファンド運営者があらかじめ子ファンド運営者に関する所要の事項を当局に届け出ることなどの一定要件の下で、子ファンド運営者の投資運用業登録義務を除外。

③外国投資ファンドの場合



- 以下の要件の下で、ファンド運営者の投資運用業登録義務を適用除外（→届出も不要）
 - ・ 本邦居住者である出資者（「直接出資者」）が、適格機関投資家又は特例業務届出者に限られること。
 - ・ 「直接出資者」が他のファンド（親ファンド）の運営者の場合（ファンド・オブ・ファンズ）は、当該親ファンドの出資者（「間接出資者」）が適格機関投資家に限られること。
 - ・ 「直接出資者」及び「間接出資者」の合計が10名未満であること。
 - ・ 「直接出資者」からの出資額が、当該ファンドの出資総額の3分の1以下であること。

5. 金融商品取引業者等の行為規制（販売・勧誘ルール）

① 広告等の規制

規制対象行為

広告のほか、郵便、FAX、電子メール又はビラ・パンフレット配布など、多数の者に同様の内容で行う情報提供（注：ウェブページによる情報提供は「広告」そのもの）

（例外）

- ・ 法令等に基づき作成された書類の配布
 - ・ アナリストレポート（勧誘に使用しないもの）の配布
 - ・ ノベルティグッズ等の配布
- （商品名、業者名、リスクがある旨、書面を十分に読むべき旨のみが表示されているもの）

表示方法

- ・ 明瞭かつ正確に表示。
- ・ リスク情報は、最も大きな文字・数字と著しく異ならない大きさで表示。

表示事項

- ・ 手数料等の情報
 - いかなる名称によるかを問わず支払うべき対価（有価証券価格・保証金額等を除く）についての以下の概要
 - 種類ごとの金額（上限額）・計算方法（有価証券価格等に対する割合を含む）
 - 合計額（上限額）・計算方法（有価証券価格等に対する割合を含む）
- ・ 保証金等の情報
- ・ 取引額が保証金等の額を上回る可能性がある場合の情報（その旨、比率）
- ・ 金利等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合の情報（その旨、原因となる指標、理由）
- ・ 当該損失額が保証金等の額を上回るリスクがある場合の情報（その旨、原因となる指標、理由）
- ・ その他重要事項について顧客の不利益となる事実
- ・ 加入している金融商品取引業協会の名称

テレビ・ラジオCMや看板等による広告の場合の表示事項

- ・ 金利等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある旨（当該損失額が保証金等の額を上回るリスクがある旨を含む。）
- ・ 「契約締結前交付書面」等を十分に読むべき旨

② 契約締結前の書面交付義務

記載方法

- ・ 特に重要事項は、12 ポイント以上で最初に平易に記載。
- ・ 次に、リスク情報等を枠内に 12 ポイント以上で明瞭・正確に記載。
- ・ 他の事項は、8 ポイント以上で明瞭・正確に記載。

記載事項

- ・ 共通記載事項
(十分に読むべき旨、リスク情報、業者の概要・連絡方法 など)
- ・ 各商品・取引の特性に応じ、記載事項を追加。

適用除外

- ・ 上場有価証券の取引にあっては、過去 1 年以内に「上場有価証券等書面」を交付している場合
- ・ 過去 1 年以内に同種の内容の契約につき書面を交付している場合
- ・ 目論見書（上記記載方法に準じて、記載事項の全てが記載されているもの）を交付している場合 など
(注) 施行時の経過措置を整備。

例えば、「上場有価証券等書面」について、

- 施行日前の交付 - 施行後一定期間の交付省略	を容認する など
--	----------

③ 契約締結時等の書面交付義務

- ・ 各商品・取引の特性に応じ、記載事項を規定。
- ・ 取引残高報告書の作成・交付義務を明記し、その対象範囲を拡大。

④ 書面による解除（クーリング・オフ）

- ・ 投資顧問契約を対象化。

⑤ 禁止行為

不招請勧誘の禁止	店頭金融先物取引を対象化 (注1) 継続的關係にある顧客への勧誘、貿易会社等の為替リスクヘッジ目的の勧誘は適用除外(現行金先法令と同内容)。 (注2) 潜脱防止のため、「勧誘目的をあらかじめ明示しないで顧客を集めて当該契約の締結を勧誘する行為」を禁止。
勧誘受諾意思確認義務・再勧誘の禁止	金融先物取引を対象化 (注)「顧客があらかじめ契約締結しない旨の意思(勧誘を受けることを希望しない旨の意思)を表示したにもかかわらず、当該契約の締結を勧誘する行為」についても禁止。
説明義務の実質化	契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書(契約締結前書面交付義務を除外する場合)などの交付。 「リスク情報などについて、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をしないで契約を締結すること」を禁止。
その他	- 証券会社による相場操縦行為への関与の禁止規定の強化(VWAP(出来高加重平均値)・出来高の追加)。 - 迷惑時間勧誘の禁止(抵当証券・商品ファンド・金融先物取引は全顧客、それ以外は個人顧客が対象)。

⑥ 損失補てん等の禁止

- **当局による事故確認を要しない場合**：新たに、以下を追加。
 - ・ 認定投資者保護団体のあっせんによる和解
 - ・ 弁護士会仲裁センターのあっせんによる和解・仲裁手続による仲裁判断
 - ・ 地方公共団体又は独立行政法人国民生活センターのあっせんによる和解
 - ・ 認証紛争解決事業者(取り扱う紛争の範囲に有価証券売買取引等を含むもの)が行う認証紛争解決手続による和解
 - ・ 弁護士・司法書士が顧客を代理して行う和解

(要件) 和解金額が1千万円以下(弁護士)・140万円以下(司法書士)。
当該弁護士・司法書士が、事故による損失補てんであることを調査・確認したことを証する書面を業者に交付していること。

⑦ 該当してはならない業務運営状況

- 「有価証券の元引受けを行う場合において、発行者の財務状況・経営成績等の適切な審査を行っていないと認められる状況」の追加 など

6. 金融商品取引業者等のその他の行為規制

① 投資運用行為規制等

禁止行為	- 運用財産相互間取引の禁止の例外 - 双方の運用財産の運用方針・運用財産額・市場の状況に照らして必要かつ合理的と認められる取引、かつ、合理的な価額により行う上場有価証券の売買その他一定の取引 - 個別取引ごとに双方の運用財産の全権利者（原則）に取引の内容・理由を説明して同意を得た取引、かつ、合理的な価額により行う取引 など - 公募型投資信託の運用財産についてリスク額が純資産額を超える場合における、デリバティブ取引の禁止。 - 運用権限の委託先による全部再委託、再委託先による再々委託の禁止。（一部再委託は容認。）
運用報告書 交付義務	- 上場投資信託（ETF）は、運用報告書交付義務を適用除外。 - MRFは、運用報告書交付義務を適用除外。MMFは、運用報告書交付義務の交付頻度を緩和（6月ごと→年1回）。
外国投資信託等 の届出義務の除外	- 国内取引所に上場される外国投資信託は、届出義務を適用除外。 - 海外取引所に上場されている株価指数連動型ETFの売買の仲介や機関投資家との売買は、届出義務を適用除外。

② 弊害防止措置

信用供与条件 取引の禁止	例外として、累積投資契約のクレジットカード決済（2月以内の一括払い、信用供与額10万円以下）の容認。
親・子法人等間 取引の制限	「親法人等」「子法人等」の定義見直し（財務諸表規則ベース（実質支配力基準）に統一） - 証券会社を対象とする親・子法人等間の非公開情報授受の禁止の例外 - 内部統制報告書等の作成のために必要な情報の受領・提供 電子情報処理組織の保守・管理のために必要な情報の提供 法令等に基づく非公開情報の受領・提供 } を追加。 - 内部管理業務のための非公開情報授受（承認制）の対象に、親・子法人等である信託会社・貸金業者を追加。 - 親・子法人等の発行有価証券の引受け主幹事会社となることの禁止の緩和。 → 例外として、一定の流動性が確保されている既上場株式の増資について容認。

7. 特定投資家制度

①「選択により一般投資家に移行可能な特定投資家」	②「選択により特定投資家に移行可能な個人」
・ 地方公共団体 ・ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 ・ 投資者保護基金 ・ 預金保険機構 ・ 農水産業協同組合貯金保険機構 ・ 保険契約者保護機構 ・ 特定目的会社 ・ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である株式会社 ・ 取引の状況等から合理的に判断して資本金 5 億円以上と見込まれる株式会社 ・ 金融商品取引業者・特例業務届出者である法人 ・ 外国法人	(要件) ・ 出資の合計額が 3 億円以上 ・ 移行の申出について全構成員の同意を得ていること ・ 匿名組合の営業者 ・ 民法組合の業務執行組合員 ・ 有限責任事業組合の重要な業務の執行の決定に関与し、自ら執行する組合員 以下のすべての要件を満たすもの ・ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の純資産額が 3 億円以上と見込まれること。 ・ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の投資資産（有価証券、デリバティブ取引に係る権利、特定預金等、特定保険契約・特定共済契約に係る保険金等に係る権利、特定信託契約に係る信託受益権、不動産特定共同事業契約に基づく権利、商品先物取引に係る権利）の合計額が 3 億円以上と見込まれること。 ・ 最初に契約を締結してから 1 年以上経過していること

③移行の手続等

・ 移行の単位（「契約の種類」）	・ 4 種類（有価証券関係、デリバティブ取引関係、投資顧問契約関係、投資一任契約関係）
・ 移行の期間	・ 原則 1 年間。ただし、適切な方法で公表している場合は、業者が定める一定の日を期限日とすることを容認。
・ 移行承諾の手続	・ 業者から顧客への書面交付義務（プロ→アマの場合）、書面による同意取得義務（アマ→プロ） など（書面記載事項として、「当該業者から、当該「契約の種類」についてのみ移行が認められること」などを追加。）
・ 行為規制の適用除外	・ 除外要件を整備。（例：契約締結時等書面・運用報告書の交付義務の除外は、照会への回答体制の整備を要件付け。） ・ 投資顧問契約・投資一任契約の場合、期限日後には移行（アマ→プロ）の効果が及ばない旨を明確化。 ・ 金販法上の説明義務が除外される者（特定顧客）の範囲に、特定投資家を追加。 （「特定投資家に移行した一般投資家」を含み、「一般投資家に移行した特定投資家」を除く。）

8. 銀行法・保険業法・信託業法関係

①「投資性の強い預金・保険・信託」について、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールを整備。

(各業法固有の観点から規制が整備されている点など)

	銀行法（特定預金等）	保険業法（特定保険契約）	信託業法（特定信託契約）
広告等の規制	デリバティブ預金の場合、「銀行が預入期間延長権を行使した場合に、預入金利が市場金利を下回り、顧客の不利になるおそれがある旨」を表示。		
書面交付義務	- 書面交付義務の適用除外 1年以内に「外貨預金等書面」を交付している場合 1年以内に同一内容契約につき書面を交付している場合 など （注）施行時の経過措置を整備（施行前の交付可。施行後3月以内の交付可。） - デリバティブ預金の場合、契約締結前書面に広告等の表示事項と同内容を記載。	- 契約締結前書面は、監督指針に規定する「契約概要」「注意喚起情報」との関係性を踏まえて記載事項を整理。 （例）「契約概要」は法律レベル、「注意喚起情報」は内閣府令レベルの記載事項として整理。 - 契約締結時書面の記載事項は、保険証券等の記載事項と調整。 （例）契約の種類・内容などは、保険証券等に記載があれば、契約締結時書面への記載省略可。	契約締結前書面交付義務の適用除外 （同一内容契約について書面を交付しており、交付を要しない旨の意思表示がある場合 など）
禁止行為	- 銀行業務に関する一般的禁止行為 「契約締結前書面」「外貨預金等書面」を理解されるため必要な程度・方法により説明しないで契約を締結すること。	- 保険契約締結・保険募集に関する一般的禁止行為 「契約締結前書面」を理解されるため必要な程度・方法により説明しないで契約を締結すること。	- 信託の引受けに関する一般的禁止行為 「契約締結前書面」を理解されるため必要な程度・方法により説明しないで契約を締結すること。
特定投資家（契約の種類）	1種類（特定預金等契約）	1種類（特定保険契約等）	1種類（特定信託契約）

②銀行・保険会社の業務範囲（付随業務）

- 投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介を追加（銀行のみ）。
- 排出権デリバティブ取引を追加。
（排出権取引の媒介・コンサルティング業務も付随業務として容認。）

③銀行子会社・保険子会社の業務範囲

- 証券専門会社の業務範囲拡大（金融商品取引業の全般を対象化）。
- 金融関連業務の範囲拡大（自己募集、投資助言・代理業、自己運用、排出権取引・排出権デリバティブ取引等）。

9. 金融商品取引業協会・認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度の趣旨 苦情解決・あっせん業務に関する業態横断的な取組みの推進



投資者の保護に資する業務として、金融商品取引法の直接の対象ではない業態に係る苦情解決・あっせん業務も、認定対象とする。(特定認定業務)

「特定認定業務」の例

- ・ 銀行・信金・信組・農漁協・労金・商工中金等が行う「投資性の強い預貯金」に関する業務
- ・ 保険会社・農協等が行う「投資性の強い保険・共済」に関する業務
- ・ 信託会社・信託銀行等が行う「投資性の強い信託」に関する業務 など

に係る苦情解決・あっせん業務

(参考) 民間団体が、認定投資者保護団体の認定を受けて「特定認定業務」を行おうとする場合

- ・ 認定申請書に、「特定認定業務」を行おうとする旨などを記載。
金融庁長官は、当該団体の認定に際して、各業態を監督する主務大臣に協議。
- ・ 関係する業態の業者から、特定認定業務の対象となる旨の同意を得ることが必要。
(← 制度上、認定投資者保護団体の「対象事業者」となりうる者として、関係する業態の業者を幅広く規定。)

(参考) 金融商品取引業協会の業務の他の金融商品取引業協会への一部委託

- ・ 金融商品取引法は、認可金融商品取引業協会及び公益法人金融商品取引業協会によるあっせん業務の外部委託について規定。
さらに、定款又は業務規程の定めるところにより、他の協会に一定の業務の一部を委託できる旨を明確化。(再委託は禁止。)
(例) 会員の資質向上に関する業務、会員の取引勧誘に関する業務、会員の法令等遵守状況の調査に関する業務 など

10. 金融商品取引所（自主規制業務等）

取引所が「自主規制法人」に
自主規制業務を委託する場合

株式会社形態の取引所が
「自主規制委員会」を設置する場合

- 自主規制業務の一部を委託せず、取引所（市場運営会社）で行うことも可能。
- 「特定自主規制業務」を自主規制法人に委託しているが、それに関する業務規程等の作成・変更・廃止を委託しない場合 関連する業務規程等の作成・変更・廃止時に、自主規制法人からの同意取得が必要。
- 自主規制業務の全部が、自動的に、自主規制委員会の専決事項となる。
- 特に緊急を要するときには、市場運営部門において、上場廃止の決定を行うことが可能。

（参考）取締役会は、自主規制委員会の職務執行のため、以下に関する事項を決定。

- ・ 自主規制委員会の職務を補助すべき取締役・使用人。執行役からの独立性。
- ・ 自主規制業務の執行を行う取締役・執行役・使用人。他の業務からの独立性。自主規制委員会に自主規制業務の執行に関する事項等を報告するための体制 など
- ・ 自主規制業務以外の業務に関する事項の決定を行う場合における当該決定が適切かつ実効的に行われることが確保されるための事項

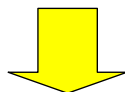
自主規制業務の範囲		（自主規制業務とならないもの）	（自主規制法人・自主規制委員会との関係）
上場・上場廃止業務	「特定自主規制業務」	特定市場デリバティブ取引（業務規程等で銘柄が特定されているもの）の上場・上場廃止関係	当該上場・上場廃止後、遅滞なく <u>報告</u> 当該業務規程等の作成・変更・廃止時に <u>同意取得</u>
会員等の調査			
売買審査			
会員等の資格審査			
会員等の処分業務			
開示情報の審査、上場会社の処分業務			
特定自主規制業務に関する業務規程等の作成・変更・廃止		上場・上場廃止基準関係、 会員等の資格付与基準関係	業務規程等の作成・変更・廃止時に <u>同意取得</u>
特定自主規制業務に関する定款変更に係る総会議案概要の作成		上場・上場廃止基準関係、 会員等の資格付与基準関係	定款変更の総会議案概要の策定時に <u>同意取得</u>

（参考）金融商品等の上場の当局への届出 上場前日まで（現行：上場 7 日前まで）
金融商品等の上場廃止の当局への届出 上場廃止の 7 日前まで（変更なし）

11. 四半期報告制度の概要

四半期開示の現況

- 平成 15 年 4 月以降、取引所ルールで段階的に導入。
- 平成 19 年 3 月期の第 3 四半期で、すでに東証上場会社の 96% が財務諸表を開示。



金融商品取引法の成立（平成 18 年 6 月 7 日）

- 四半期報告を金融商品取引法上の制度として法定化。
- 半期報告制度を四半期報告制度に統合。
- 虚偽記載には罰則・課徴金を適用。
- 平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用。

対象会社：上場会社を基本

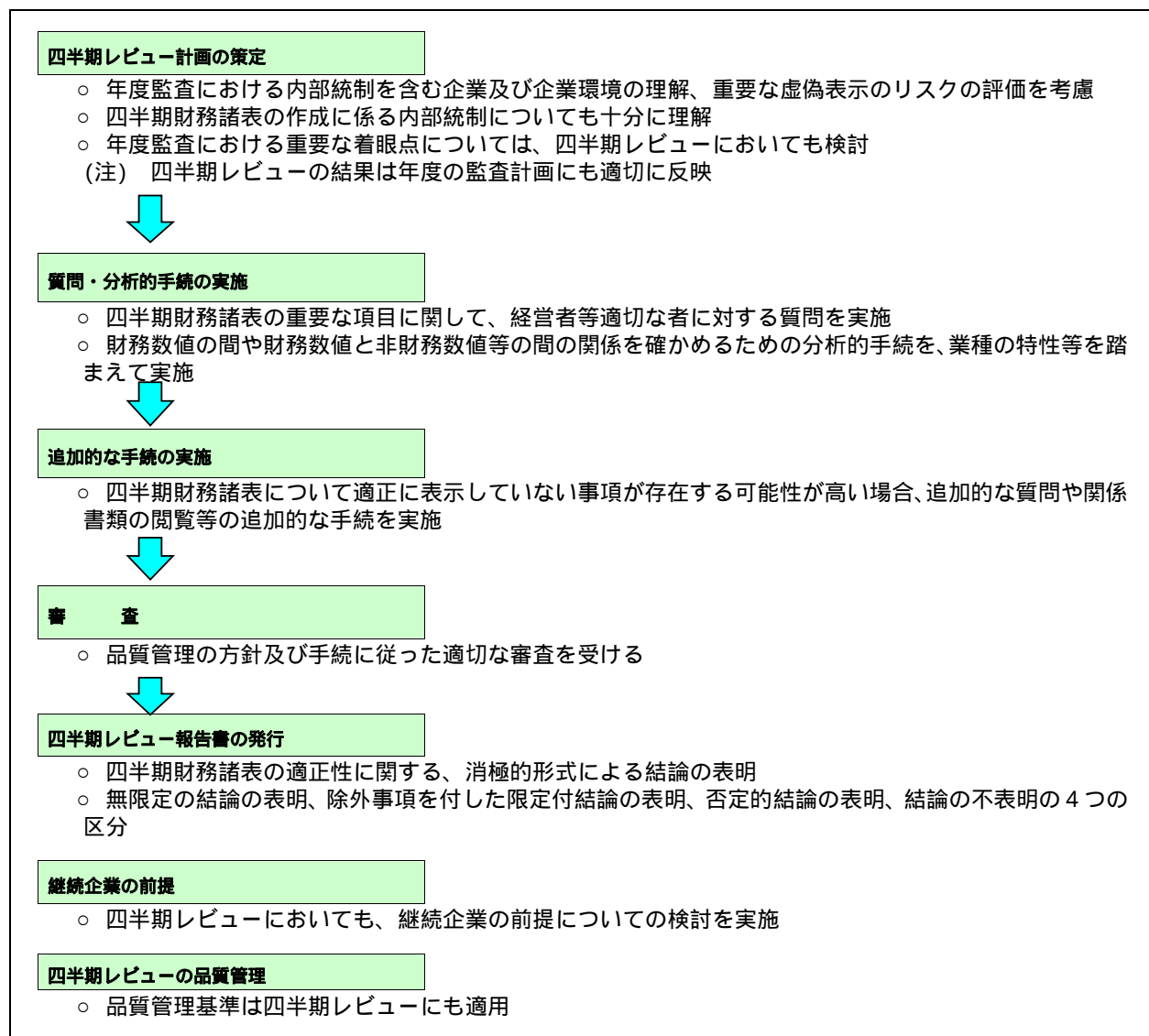
開示時期：四半期終了後、遅くとも 45 日以内を原則（現行の半期報告書は 90 日以内）

開示内容： 企業集団の概況
提出会社の株主、役員の状況
四半期連結財務諸表 等

銀行・保険会社については、第 2 四半期（半期）に係る単体の財務諸表を併せて開示
（第 2 四半期終了後、遅くとも 60 日以内）

12. 四半期レビューの概要

● 四半期レビュー基準のポイント



(注) 銀行・保険会社の第2四半期については、基本的に中間監査基準に準拠した対応。

● 年度監査と四半期レビューの相違

	年度監査	四半期レビュー
手 続	実証手続 ： 財務数値の適正性を、帳簿との突合・現物確認等を通じて検証	質問 分析的手続 ： 財務数値の間や財務数値と非財務数値等の間の関係を検証 必要な追加的手続
証明文言	適正に表示しているものと認められる (積極的形式)	適正に表示していないと信じさせる事項は認められなかった (消極的形式)

13. 財務報告に係る内部統制の整備

昨今のディスクロージャーをめぐる不適切事例

財務報告に係る企業の内部統制が有効に機能していなかったのではないかと懸念



内部統制の整備の必要性

米国では、企業改革法（サーベインズ＝オクスリー法）により、財務報告に係る内部統制について、経営者による評価と公認会計士による監査を義務付け。

英国、フランス、韓国等でも、同様の制度を導入。

わが国では、平成 16 年 3 月期から経営者確認制度を任意で導入（三百数十社が確認書を提出）



金融商品取引法の成立（平成 18 年 6 月 7 日） ～平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用

上場会社を対象に財務報告に係る内部統制の「評価」と「監査」を義務付け（内部統制報告制度）

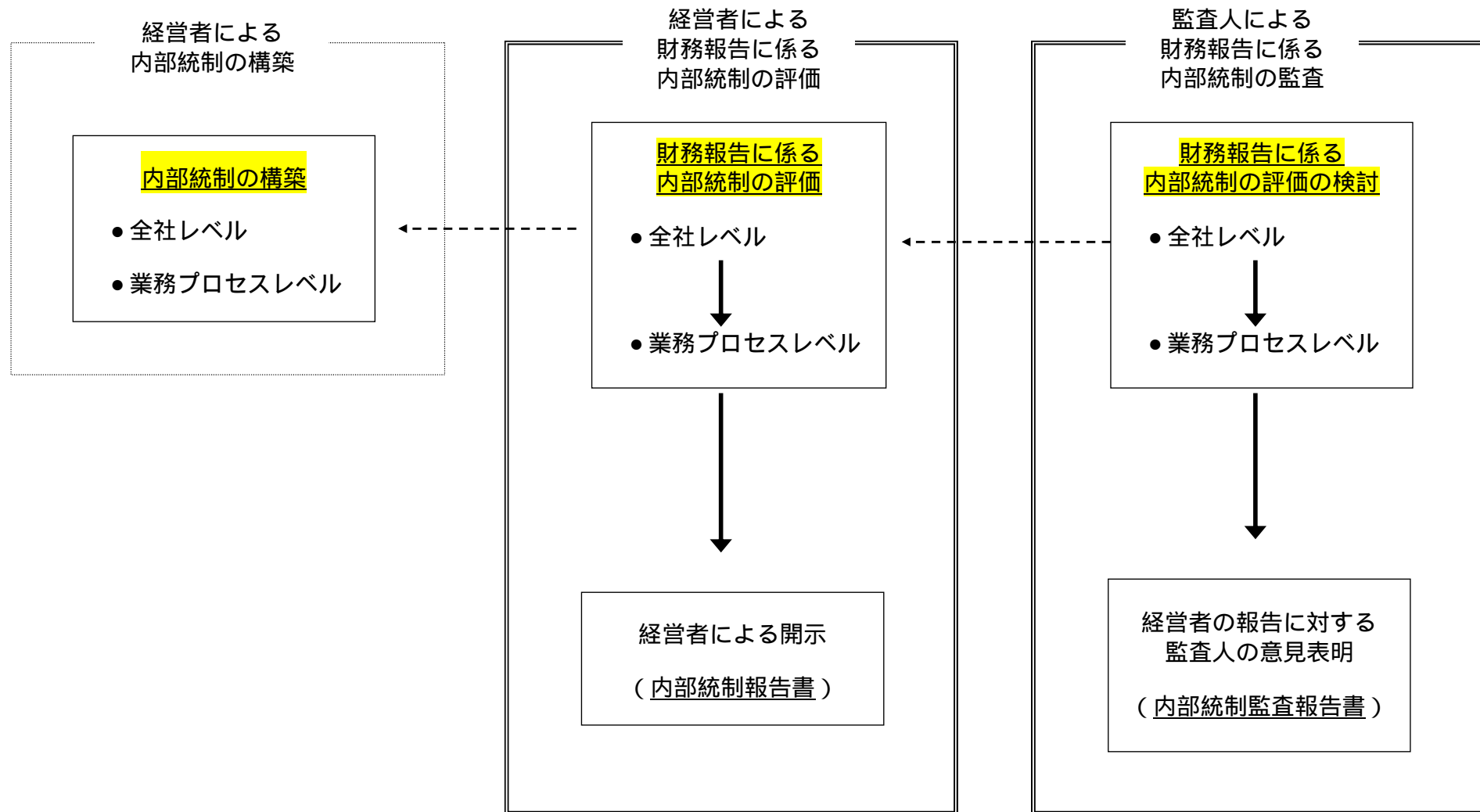
有価証券報告書等の適正性について、経営者の確認を義務付け（確認書制度）

企業会計審議会

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準ならびに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について」（平成 19 年 2 月 15 日）

内部統制の評価及び監査に係る基準ならびにより詳細な実務上の指針（実施基準）の公表

14. 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の流れ



15. 評価・監査のコスト負担が過大とならないための方策

先行して制度が導入された米国における状況等を検証し・・・

1. トップダウン型のリスク・アプローチ

全社的な内部統制の評価を踏まえて、重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価。

（注）実施基準では、業務プロセスの絞り込みの指針を提示。

2. 内部統制の不備の区分

内部統制の不備を「重要な欠陥」と「不備」の2つの区分に簡素化（米国では3つ（「重大な欠陥」、「重大な不備」、「軽微な不備」）に区分）。

3. ダイレクト・レポーティング（直接報告業務）の不採用

監査人は、経営者が実施した内部統制の評価について監査を実施。

4. 内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施

内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人が実施。

（注）実施基準では、監査計画を一体的に策定し、監査証拠は双方で利用することを説明。

5. 内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成

内部統制監査報告書は、財務諸表監査報告書と合わせて記載することを原則。

6. 監査人と監査役・内部監査人との連携

監査人は、監査役などと適切に連携し、必要に応じ、内部監査人の業務等を利用。

16. 実施基準のポイント

実施基準のポイント	(参考) 米国の状況
● 財務報告に係る内部統制の構築・評価・監査に係る基準を統合的に整備	● 米国には、これまで評価に係る基準は存在していなかった（2007年5月にSECが評価の指針を作成）
(評価基準) ● 評価範囲の絞り込みに工夫 イ. 売上高等の概ね2/3程度をカバーする事業拠点の3勘定科目（売上、売掛金、棚卸資産）をベース + 重要な業務プロセスを個別に追加 ロ. 評価範囲に係る経営者と監査人の協議プロセスを明示	● 米国の実務では、当初、例えば、90-95%の事業拠点において、90-95%の勘定科目について業務プロセスの評価を行う結果となっていたとの指摘。SECは、現時点において、トップ・ダウン型のリスク・アプローチを強調。
(監査基準) ● 内部統制監査は、原則、財務諸表監査と同一の監査人が実施。監査計画は財務諸表監査と一体に策定。監査証拠は相互に利用可能。	● 米国では、同一事務所による実施が求められるのみで、同一監査チームによる実施までは求められていない。
● ダイレクト・レポーティングは不採用。ただし、監査人は、監査に当たって、自ら十分な監査証拠を収集。	● 米国では、これまでダイレクト・レポーティングを併用（2007年5月の改正により、ダイレクト・レポーティングのみを採用）